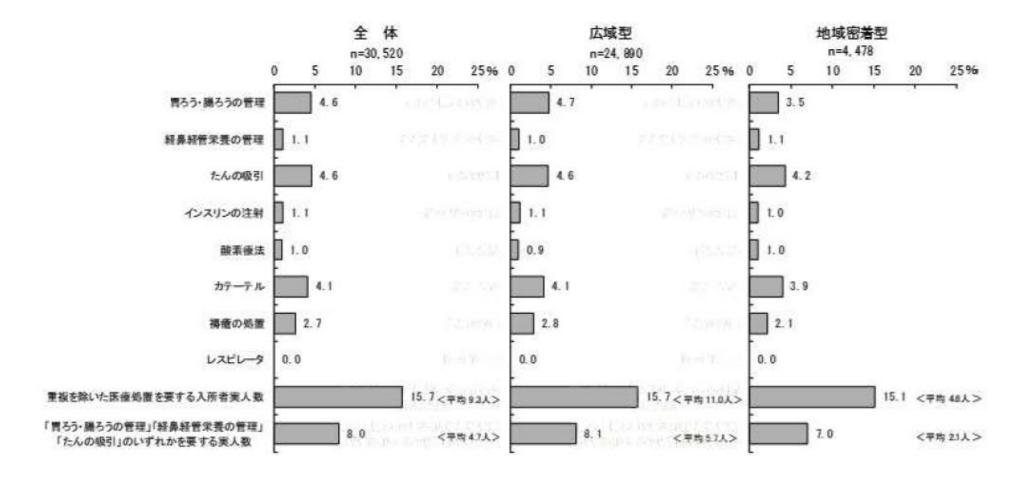
特養における医療ニーズへの対応実態 ①医療処置を要する入所者

医療処置を要する入所者の入所者総数に占める割合をみると、「胃ろう・腸ろうの管理」が4.6%、「たんの吸引」が4.6%、 「カテーテルの管理 」が4.1%、「褥瘡の処置 」が2.7%、などとなっている。

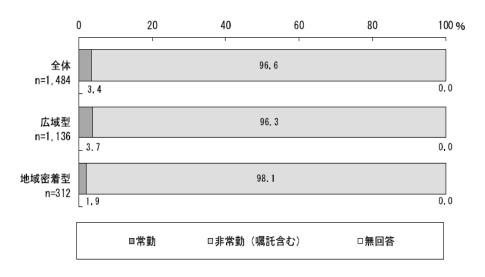
医療処置を要する入所者の入所者総数に占める割合



特養における医療ニーズへの対応実態 ②配置医師の勤務実態

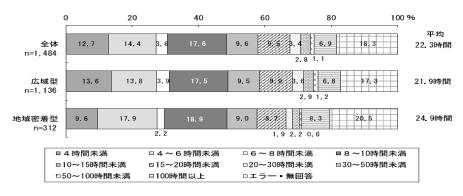
- 施設当たりの特養の配置医師の人数は、1名が63.5%、2名が19.4%となっており、配置医師の大部分が非常勤。
- 配置医師の勤務時間は、**契約上責任を持つ時間の平均は22.3時間/月**、実際の**施設での勤務時間の平均は12.3 時間/月**。実際の勤務時間は6時間未満の割合が約4割。
- 平成30年度改定で新設された、配置医師が早朝、夜間、深夜に入所者の急変等に対応した場合に算定する配置医師 緊急時対応加算の算定事業所割合は7.7%となっており、算定しない理由として、配置医師が必ずしもかけつけ対応がで きないため(44.4%)、緊急時はすべて救急搬送で対応するため(25.4%)、といった事項が挙げられている。

図表 配置医師の勤務形態(人数積み上げ)

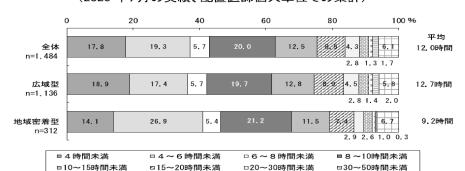


図表 配置医師の勤務時間(契約上責任を持つ時間/月)

(2020年7月の実績、配置医師個人単位での集計)



図表 配置医師の勤務時間(実際に施設で勤務する時間/月) (2020年7月の実績、配置医師個人単位での集計)



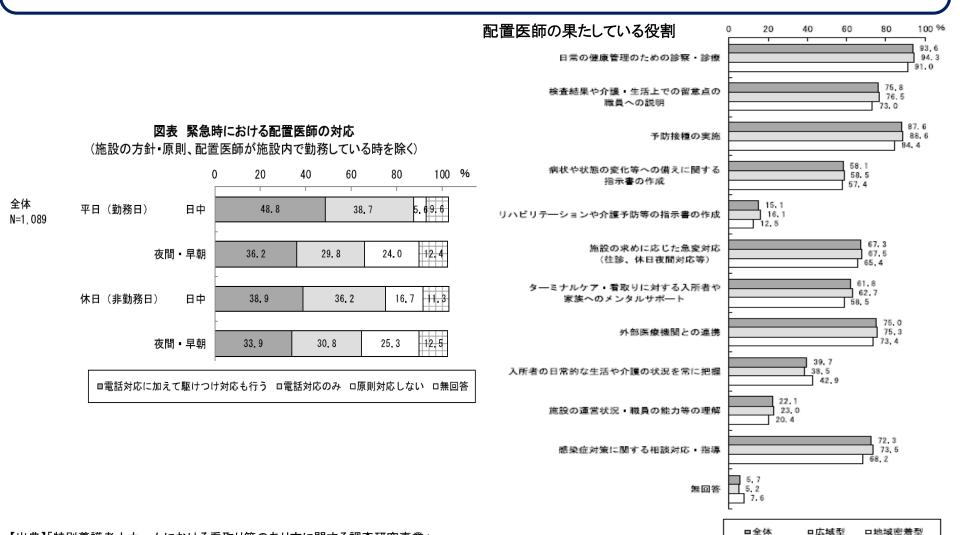
□エラー ■無回答

□100時間以上

□50~100時間未満

特養における医療ニーズへの対応実態 ②配置医師の勤務実態

- 施設内に勤務していない時間帯における緊急時対応について、**駆けつけ対応可能な割合は、勤務日の日中約5割、それ以外は約3~4割**。また、勤務日の早朝・夜間及び勤務日以外では、**原則対応しない割合は2~3割**。
- 配置医師の果たしている役割は、「日常の健康管理のための診療・診察」が93.6%、「予防接種の実施」87.6%、「検査結果や介護・生活上での留意点の職員への説明」が65.8%、などとなっている。



N=769

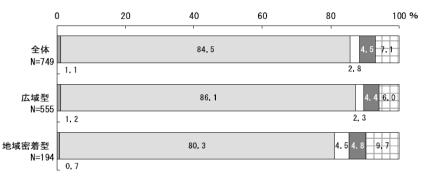
N=289

N=1.089

特養における医療ニーズへの対応実態 ③看護職員配置の実態

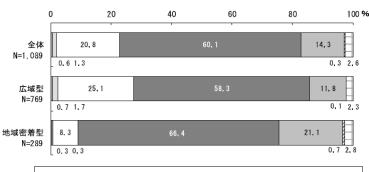
- 看護職員の数の平均は、**広域型で5.8人、地域密着型で2.8人。50人規模に換算すると平均3.4人**。また、常勤の看 護職員の数の平均は、広域型で2.6人、地域密着型で1.4人。
- 看護職員が必ず勤務している時間帯としては、勤務開始時間では8時台が約6割、勤務終了時間では17時台が約5割、18時台が約4割となっており、時間数では9~10時間が約5割、10~12時間が約3割。
- 夜間は、**約8割の事業所で、施設の看護職員のオンコール体制**となっている。

図表 夜間の看護体制



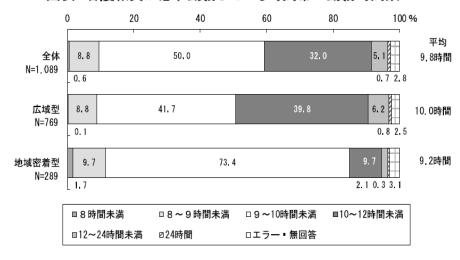
□常に夜勤または宿直の看護職員(併設事業所と兼務の場合を含む)が対応□通常、施設の看護職員(併設事業所と兼務の場合を含む)がオンコールで対応□訪問看護ステーション、医療機関と連携してオンコール体制をとっている■夜勤・宿直の看護職員はおらず、オンコール対応もしていない□無回答

図表 看護職員が必ず勤務している時間帯ー勤務開始時刻

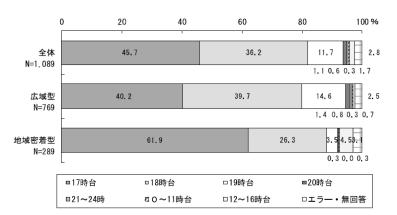


■0~5時台 □6時台 □7時台 ■8時台 □9時台 □10時台 □エラー・無回答

図表 看護職員が必ず勤務している時間帯ー勤務時間数



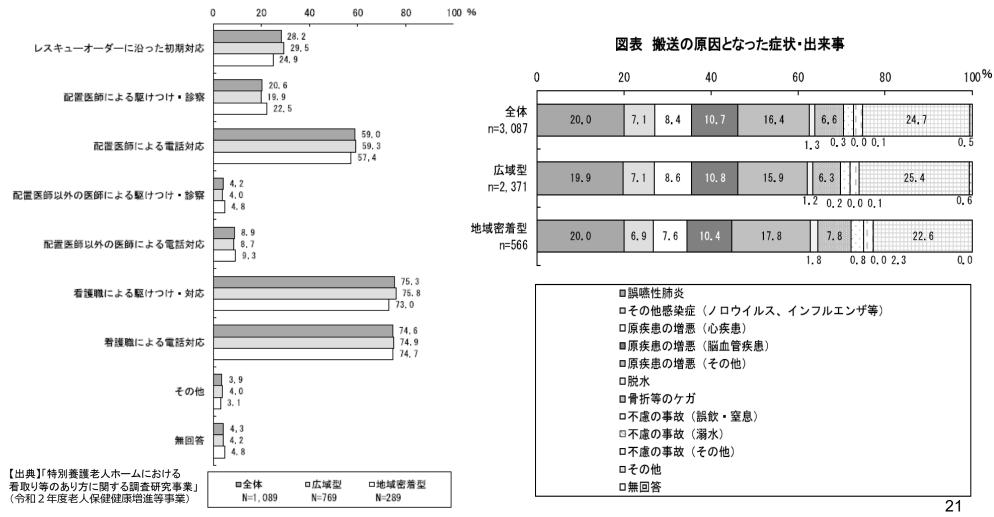
図表 看護職員が必ず勤務している時間帯一勤務終了時刻



特養における医療ニーズへの対応実態 ④緊急時や看取りの対応

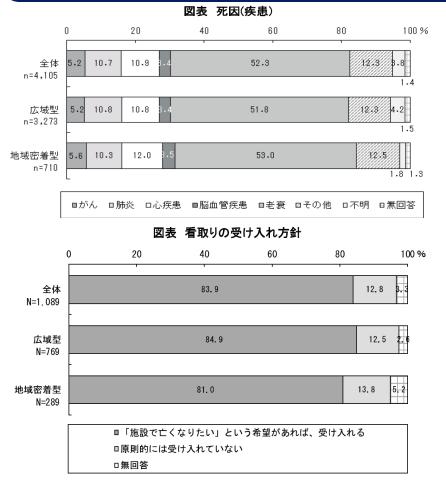
- 救急搬送の回避に向けて必ず必ず行う処置は、「看護職による駆けつけ・対応」が75.3%、「看護職による電話対応」が 74.6%、「配置医師による電話対応」が59.0%などとなっている。
- 搬送の原因となった症状・出来事は、誤嚥性肺炎が20%、原疾患の増悪(その他)16.4%、原疾患の増悪(脳血管 疾患)10.7%などとなっている。

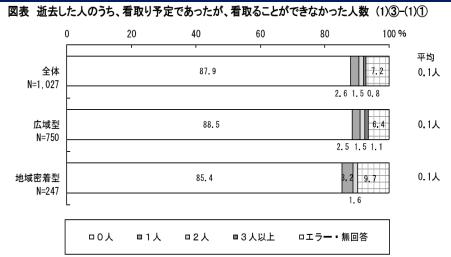
搬送の回避に向けて必ず行う処置(複数回答)



特養における医療ニーズへの対応実態 4緊急時や看取りの対応

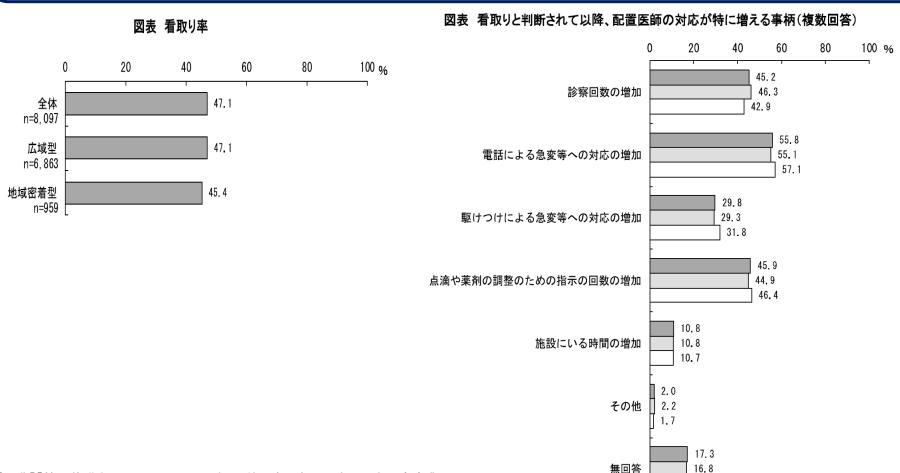
- 特養入所者の死因をみると、老衰が52.3%となっている。
- 看取りの受入方針としては、「施設で亡くなりたいという希望があれば受け入れる」が83.9%となっている。
- 看取りの状況については、逝去した人のうち、看取り予定であったが看取ることができなかった人数は、約9割の事業所が0 人となっている。(一定期間)
- 実態として看取りを受け入れないことがある理由としては、「理由はない(すべて受け入れる) 137.9%、「家族の意見が一 致していない」20.3%、「家族の同意が得られていない」17.5%、「夜間に看護職員がいない」10.6%、「施設での看取りを 支援してもらえる医師・医療機関がない19.3%





特養における医療ニーズへの対応実態 ④緊急時や看取りの対応

- 看取り率(居室・静養室での看取り数/(死亡による契約終了+病院・介護医療院・療養型への退所者数)の平均は、 47.1%
- 看取りと判断されて以降、配置医師の対応が特に増える業務としては、「急変等による電話での対応」55.8%、「点滴や薬剤の調整のための指示回数」45.9%、「診察の回数」45.2%、「駆けつけによる急変等への対応」29.8%、「施設にいる時間」10.8%



18.3

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告 (令和2年12月23日 社会保障審議会(介護給付費分科会)資料公表)(抜粋)

Ⅲ 今後の課題

(テクノロジーの活用)

テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等について、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用の観点から、実際にケアの質や職員の負担にどのような影響があったのか等、施行後の状況を把握・検証するとともに、実証データの収集に努めながら、必要な対応や、介護サービスの質や職員の負担に配慮しつつ、更なる介護現場の生産性向上の方策について、検討していくべきである。